

## 市立病院 臨時職員募集

**募集期限** 7月30日(月)  
**採用試験** 面接(応募状況により  
随時行います)

職種等	募集人数	年齢等	勤務時間・形態	賃金
理学療法士(要資格) 雇用期間 平成19年9月1日から 平成20年3月31日	1人	昭和52年4月 2日以降に生まれ た方	月～金曜日 午前8時30分～ 午後5時15分 (週40時間)	時間給 1,170円 ※割り増し賃 金の支給制 度あり。
看護師(要資格)	若干名	昭和32年4月 2日以降に生まれ た方	上記に準ずる 雇用期間、勤務日数、 勤務時間等は相談に応 じます。 (病棟勤務は2交代制)	時間給 1,310円
准看護師(要資格)				時間給 1,170円

**申込方法** 臨時職員雇用志願書  
(高浜市立病院管理グループで  
交付)、資格免許証の写しを提  
出してください。

**申込・問合せ先**  
高浜市立病院管理グループ  
☎5215522



## 8月1日から 国民健康保険 高齢受給者証が 変わります

現在、お持ちの受給者証(国民健康保険高齢受給者証)は、7月31日で使用できなくなります。新しい受給者証は、原則として7月末日までに自宅へ郵送します。8月以降病院などで受診する場合は、新しい受給者証を病院などの窓口へ提示してください。  
※新しい受給者証は白色です。

古い受給者証は8月中旬に郵送または市役所1階市民窓口グループまで返却してください。  
**問合せ先**  
市役所市民窓口グループ  
☎5211111(内線216・261)

## 老人保健法による 医療受給者証の 負担区分変更

老人保健法による医療受給者証をお持ちの方が、医療機関等での窓口で支払う医療費の負担割合は、前年の所得により1割または3割(課税所得が145万円以上の方)負担となっています。

この負担割合は、毎年8月1日を基準日として判定されます。判定の結果、老人保健法による医療受給者証の負担割合に変更がある方は、7月下旬に新しい医療受給者証を送付しますので、8月1日以降は新しい医療受給者証を使用してください。

なお、負担割合に変更がない方については通知をしませんので、現在お持ちの医療受給者証を引き続き使用してください。  
**問合せ先**  
市役所市民窓口グループ  
☎5211111(内線227・217)

## 高額療養費 限度額認定証の 交付・更新

70歳未満の方が入院し、1か月の医療費の自己負担額が高額になったときは、限度額認定証の交付を受けることにより医療機関の窓口での自己負担額が限度額までとなります。

また、すでに限度額認定証の交付を受けている方は、有効期限が7月31日となっています。該当する方は、申請書を送付しますので、更新手続きをしてください。

国民健康保険税を滞納している世帯はこれまでどおり、窓口で医療費の3割をいったん全額自己負担していただきます。

※滞納のない世帯に限度額認定証が交付されます。  
**持ち物** 被保険者証、印鑑、交付済みの限度額認定証(更新のみ)  
**問合せ先**  
市役所市民窓口グループ  
☎5211111(内線219・261)

